

# 温室効果ガス排出量報告書 2025

株式会社シイエヌエス

株式会社シイエヌエス（以下、「当社」）は、温室効果ガス排出量に関する情報の信頼性を確保するため、開示情報の一部について株式会社 E S G コンサルティングによる第三者保証を受けています。第三者保証を受けた年度データには●を付しています。

## 温室効果ガス排出量

指標	単位	2025 年 5 月期
Scope1	t-CO <sub>2</sub>	4.93 ●
Scope2（ロケーションベース）	t-CO <sub>2</sub>	29.58 ●
Scope2（マーケットベース）	t-CO <sub>2</sub>	2.62 ●
Scope3 カテゴリ 1（購入した製品・サービス）	t-CO <sub>2</sub>	3,717.90 ●

## 報告対象期間

2025 年 5 月期（2024 年 6 月 1 日～2025 年 5 月 31 日）

## 算定基準

指標	算定方法・排出係数
Scope1	燃料使用に伴う CO <sub>2</sub> 排出量。GHG プロトコルに準拠して算定。 燃料の排出係数は環境省・経済産業省「算定・報告・公表制度における算定方法・排出係数一覧」（令和 6 年 7 月）の値を使用。 非エネルギー起源 GHG 排出量は重要性がないことから算定対象に含めていない。 算定対象範囲：株式会社シイエヌエス及び株式会社シイエヌエス北海道
Scope2（ロケーションベース）	電力及び都市ガス由来の熱の使用に伴う CO <sub>2</sub> 排出量。GHG プロトコルに準拠して算定。電力の排出係数は環境省・経済産業省「電気事業者別排出係数一覧－R5 年度実績－」（令和 7 年 8 月）の全国平均係数を使用。都市ガス由来の熱の排出係数は環境省・経済産業省「ガス事業者別排出係数(特定排出者の温室効果ガス排出量算定用)－R6 年度供給実績－」（令和 7 年 6 月）の代替値を使用して換算。  算定対象範囲：株式会社シイエヌエス及び株式会社シイエヌエス北海道

<p>Scope2 (マーケットベース)</p>	<p>電力及び熱の使用に伴う CO<sub>2</sub>排出量。GHG プロトコルに準拠して算定。 第三者保証を受審した結果、当社がビル管理会社から供給を受けている電力の全てについて、J-クレジット等による排出量の相殺が行われていることが判明しました。このため、2025 年 5 月期の電力使用に係る Scope2 (マーケットベース) 排出量をゼロと算定しました。都市ガス由来の熱の排出係数は環境省・経済産業省「ガス事業者別排出係数(特定排出者の温室効果ガス排出量算定用) - R6 年度供給実績 -」(令和 7 年 6 月) の代替値を使用。</p> <p>算定対象範囲：株式会社シイエヌエス及び株式会社シイエヌエス北海道</p>
<p>Scope3 カテゴリ 1(購入した製品・サービス)</p>	<p>報告年に購入した製品・サービスの金額に排出係数を乗じて算定。 排出係数は環境省・経済産業省「サプライチェーンを通じた組織の温室効果ガス排出等の算定のための排出係数データベース (ver.3.5)」の値を使用。</p> <p>報告年に購入した製品・サービスのうち、購入金額が微少なものは算定から除外しており、集計対象は購入した全製品・サービスの購入金額合計の 8 割以上を網羅しています。</p> <p>算定対象範囲：株式会社シイエヌエス及び株式会社シイエヌエス北海道</p>

## 独立した第三者保証報告書

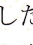
2026年5月20日

株式会社シイエヌエス  
代表取締役社長 関根 政英 殿

株式会社ESGコンサルティング  
大阪市北区芝田一丁目1番4号

代表取締役

堀 将人

当社は、株式会社シイエヌエス（以下、「会社」という。）からの委嘱に基づき、会社が作成した温室効果ガス排出量報告書2025（以下、「GHG報告書」という。）に記載されている2024年6月1日から2025年5月31日までを対象とした「」マークの付されている環境パフォーマンス指標（以下、「指標」という。）に対して限定的保証業務を実施した。

### 会社の責任

会社が定めた指標の算定・報告規準（以下、「会社の定める規準」という。GHG報告書に記載。）に従って指標を算定し、表示する責任は会社にある。

### 当社の責任

当社の責任は、限定的保証業務を実施し、実施した手続に基づいて結論を表明することにある。当社は、国際監査・保証基準審議会の国際保証業務基準 (ISAE) 3000「過去財務情報の監査又はレビュー以外の保証業務」及び ISAE3410「温室効果ガス情報に対する保証業務」に準拠して限定的保証業務を実施した。

本保証業務は限定的保証業務であり、主としてGHG報告書上の開示情報の作成に責任を有するもの等に対する質問、分析的手続等の保証手続を通じて実施され、合理的保証業務における手続と比べて、その種類は異なり、実施の程度は狭く、合理的保証業務ほどには高い水準の保証を与えるものではない。当社の実施した保証手続には以下の手続が含まれる。

- GHG報告書の作成・開示方針についての質問及び会社の定める規準の検討
- 指標に関する算定方法並びに内部統制の整備状況に関する質問
- 集計データに対する分析的手続の実施
- 会社の定める規準に従って指標が把握、集計、開示されているかについて、試査により入手した証拠との照合並びに再計算の実施
- リスク分析に基づき選定した国内1拠点における現地往査
- 指標の表示の妥当性に関する検討

### 結論

上述の保証手続の結果、GHG報告書に記載されている指標が、すべての重要な点において、会社の定める規準に従って算定され、表示されていないと認められる事項は発見されなかった。

### 当社の独立性と品質管理

当社は、誠実性、客観性、職業的専門家としての能力と正当な注意、守秘義務及び職業的専門家としての行動に関する基本原則に基づく独立性及びその他の要件を含む、国際会計士倫理基準審議会の公表した「職業会計士の倫理規程」を遵守した。

当社は、国際品質マネジメント基準第1号に準拠して、倫理要件、職業的専門家としての基準並びに適用される法令及び規則の要件の遵守に関する文書化した方針と手続を含む、品質マネジメントシステムを整備及び運用している。

以上